

承認第 9 号

日出町国民健康保険条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、  
次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専決事項

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 2 年 5 月 1 日

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布することについて、地  
方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 日

日出町長 本 田 博 文

日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 2 6 号

#### 日出町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日出町国民健康保険条例（昭和 3 5 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条の次に次の 3 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 2 条 給与等（所得税法（昭和 4 0 年法律 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日（以下この条において「支給開始日」という。）から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 2 条から第 4 条までの規定は、附則第 2 条第 1 項に規定する傷病手当金の支給開始日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。